

事件番号：JP2013-0010

裁 定

申立人：
（名称）ピンタレスト インク
（住所）アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ プラナンストリート 808
代理人：弁護士 達野 大輔
登録者：
（名称）角田 和司
（住所）埼玉県川越市野田町1丁目4番19号

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・答弁書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

- 1 裁定主文
ドメイン名「pinterest.jp」の登録を申立人に移転せよ。
- 2 ドメイン名
紛争に係るドメイン名は「pinterest.jp」である。
- 3 手続の経緯
別記のとおりである。

4 当事者の主張

a 申立人

申立人は、申立人の登録商標 PINTEREST とその要部において同一のドメイン名 **pinterest.jp** を登録している登録者に対して、本件ドメイン名を申立人に移転するよう求めている。

申立人によれば、(1) 本件ドメイン名は、日本、アメリカ、EU において商標権の保護を受けている申立人の商標と、その主要部分において同一であること、(2) 申立人は登録者に PINTEREST の名称・商標を使用することを許可したことはなく、また造語である PINTEREST に対して申立人を意識して登録者が使用したことは明らかであり、その他登録者が本件ドメイン名を使用することを適法とする根拠はなく、登録者が本件ドメイン名の名称で一般に認識されていたこともないのであるから、登録者は本件ドメイン名について正当な利益を有していない、(3) そして本件ドメイン名は、登録者が PINTEREST 商標の所有者である申立人に譲渡を提案し、申立人から利得を得ようとの意図に基づいて登録されたものであり、登録の必要経費以上の対価をもって販売する目的で登録されたものとみなされるべきであるので、不正の目的で登録されまたは使用されているといえることができる。

以上の理由により、申立人は、ドメイン名登録の申立人への移転を請求する。

b 登録者

登録者は、2013 年 10 月 16 日提出受付の答弁書において、以下のように主張している。(1) ドメイン取得および売買は一般的な経済活動であり、正当な行為である、(2) 申立人の株式上場により JP ドメイン名の価値が上昇するので、申立人が本件ドメイン名取得を求めるには正当な対価支払が必要である、(3) 本件ドメイン名を登録者から取得するのに JP ドメイン紛争処理方針を利用することは不当である、(4) 本件ドメイン名の取

得にはまず登録者に交渉を申し込み、本件申立てに要した費用を対価として支払うべきであった、(5) 登録者が本件ドメイン名を登録したセンスを評価し、数千万円で高く買うことで申立人にも利益となる、(6) 申立代理人の所属する法律事務所もドメイン名の防御登録を怠っている、(7) 申立人はより早く本件ドメイン名を登録することが可能であるのにしなかった、(8) JP ドメイン紛争処理方針 JP2013-0005 におけるパネリストの見解は不当であり、ドメイン名取得時の対価以上の付加価値が出た時点において、何百倍・何千倍で売却交渉を開始するのは自然な行為である。

以上の理由により、登録人は申立人がベーカー&マッケンジー法律事務所に支払った費用の数倍程度なら売却交渉の意思があるので、本件紛争を止めるべきである。

5 争点および事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

方針第4条aは、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほど類似していること

(2) 登録者が、ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないこと

(3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録又は使用されていること

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性

本件ドメイン名 `pinterest.jp` は、国別コードを示す `.jp` を除いた要部 `pinterest` について、申立人が商標権を有する `PINTEREST` と同一である。

申立人が `PINTEREST` という標章（以下、本件標章という）に商標権を有することは、登録者が争わないほか、申立人提出の文書（別添資料1ないし4）により認めることができる。

従って本件申立ては、方針第4条aの定める要件(1)登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほど類似していることを充足している。

(2) 権利又は正当な利益

申立人は、本件標章の使用を登録者に許したことはないと主張し、登録者もこれを争わない。また申立人の主張によれば本件標章は造語であるので、登録者が申立人とは別個に本件標章と同一の表示に対して権利または正当な利益を有することは通常考えられない。

かえって、登録者の主張によれば、登録者が本件ドメイン名を登録したのは、申立人が世界的なネットサービス企業であり、Pinterestの素晴らしいサービスに共感したためであるとされている。このことは登録者が本件標章と同一の表示に対する独自の権利または正当な利益を有せず、もっぱら申立人が本件標章に付加する価値を自らの利益とすることを目的として本件ドメイン名を登録し、保持しているのであり、それ以外に独自の権利または正当な利益を有しないことを示している。

なお、登録者は申立人が本件ドメイン名を登録しないで放置したことから、本件ドメイン名の登録および保持が正当であると主張する（答弁書5枚目(7)参照）。しかしながら、このことは登録者が本件ドメイン名を登録できたことを意味するに過ぎず、その登録についての権利または正当な利益を有することを意味するものではない。

従って 方針第4条 a の定める要件（2）登録者が、ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないことを充足している。

（3）不正の目的での登録または使用

申立人は、登録者が本件ドメイン名を登録した意図を「本件ドメイン名の譲渡を提案し、申立人から利得を得よう」というものと推測している。また申立人の主張およびその提出書面（別添資料 13）によれば、登録者が本件ドメイン名の下で開設するウェブサイト（<http://www.pinterest.jp/>）には、本件ドメイン名を第三者に売却する意図が示され、かつその価格に関して「1億円以上のオファーが可能な法人のみご連絡下さい」との文章を表示している。

他方、登録者は、答弁書において本件ドメイン名を登録したのが将来の値上がりを見込んで売却する目的であることを述べており、申立人に対して「正当な対価」の支払いを再三求めている。その額は必ずしもはっきりしないが、「数千万円で高く買うこと」（答弁書4枚目（5）参照）、「取得した対価以上の付加価値が出た時点において、何百倍・何千倍で売却の交渉を開始するのは、もっとも自然な行為である」こと（答弁書6枚目（8）参照）、および「ベーカー&マッケンジー法律事務所に支払った費用の数倍程度」（同上参照）との記載からみて、数百万円から数千万円程度の対価で売却を求めているものと解することができる。

ところで、紛争処理方針第4条 b 項(i)は、不正な目的での登録または使用を認定しなければならない事情として、「登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき」を規定している。この「当該ドメイン名に直接かかった金額を超える対価」とは、登録等に要する費用を指すものと解しうるが、その費用の額を越えた対価を要求すれば直ちに不正の目的での登録または使用と認定するのは相当ではない。例えば登録者がドメイン名を用いてウェブサイトを開設するなどのインターネット上の活動を行い、その活動によって自らの顧客を獲得するなど、登録者自身の活動により当該ドメイン名に付加価値をつけたような場合には、その価値をも勘案した譲渡の対価がドメイン名登録費用を超えているからといって直ちに不正の目的での登録または使用と評価することはできない。しかし、登録者自らの活動により生じた付加価値ではなく、他人の経済活動により特定の標章の価値が高まり、その結果としてその標章と同一または類似するドメイン名に付加価値が生じた場合には、その付加価値は登録者が自らのものとして他人に要求できる筋合いのものではない。

本件において登録者は、本件ドメイン名の価値が取得した対価の何百倍・何千倍にも上ると評価しているが、仮にその通りだとしても、その付加価値は登録者自身が示唆するように、申立人の事業から生み出されたものである。申立人が生み出した付加価値を登録者が我がものとしてドメイン名譲渡の対価として申立人に要求することは、紛争処理方針が規定する不正の目的に該当するものと解することができる。

従って、その他の主張を考慮することなく、方針第4条 a の定める要件（3）登録者のドメイン名が、不正の目的で登録又は使用されていることを充足している。

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「[pinterest.jp](http://www.pinterest.jp/)」が申立人の商標と要部において同一であり、登録者が、ドメイン名について権利または正当な利益を有しておらず、かつ、登録者のドメイン名が不正の目的で登録または使用されているものと裁定する。

よって、方針第4条 i に従って、ドメイン名「[pinterest.jp](http://www.pinterest.jp/)」の登録を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2012年11月11日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル
町村泰貴
単独パネリスト

別記 手続の経緯

(1) 申立書受領日

2013年8月30日（電子メール）及び9月3日（書面）

(2) 手数料受領日

2013年9月6日 申立手数料の受領確認

(3) ドメイン名及び登録者の確認

2013年9月6日 JPRS へ照会

2013年9月6日 JPRS から登録情報の回答

回答内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること、JPRS
に登録されている登録者の電子メールアドレス及び住所等

(4) 適式性

日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）は、2013年9月11日に、証拠一覧表及び証拠説明書、委任状の及び代表者の資格を証明する公的証明書類の提出が必要と判断してその旨を申立人に通知した。

証拠一覧表及び証拠説明書及び上申書を9月19日に受領し、同日付で、補正期間を9月30日まで延長することを通知した。委任状及び上申書を10月2日に受領し、同日付で、補正期間を10月15日まで延長することを通知した。代表者の資格を証明する公的証明書類を10月8日付で受領した。

センターは、同年10月8日に、申立書が処理方針と規則に照らし申立書が適合していることを確認した。

(5) 登録者への通知日及び内容

1) 申立書送付日（手続開始日） 2013年10月9日（電子メール及び郵送）

2) 申立書及び証拠等一式

3) 答弁書提出期限 2013年11月8日

(6) 手続開始日 2013年10月9日

センターは、2013年10月9日に申立人及び登録者には電子メール及び郵送で、JPRS 及び JPNIC には電子メールで、手続開始日を通知した。

(7) 答弁書の提出の有無及び提出日

センターは、2013年10月16日に答弁書を受領した。

- (8) パネリストの選任 2013年10月23日
申立人、登録者とも1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。
中立宣言書の受領日：2013年10月31日
パネリスト：町村 泰貴
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知
2013年10月23日 JPNIC 及び JPRS へ電子メールで通知
申立人及び登録者へ電子メール及び郵送で通知
裁定予定日：2013年11月13日
- (10) パネリストへのパネリスト指名書及び一件書類受け渡し
2013年10月23日（電子メール及び郵送）
- (11) パネルによる審理・裁定
2013年11月11日 審理終了、裁定。